

改正後

個⑥091確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）【表面】

1死亡した者の住所・氏名等

住所		氏名フリガナ	死亡年月日	平成	年	月	日
----	--	--------	-------	----	---	---	---

2死亡した者の納める税金又は還付される税金

（所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額）

（還付される税金のときは頭部に△印を付けてください。）

円…A

3相続人等の代表者の指定

（代表者を指定されるときは、右にその代表者の氏名を書いてください。）

相続人等の代表者の氏名

4限定承認の有無

（相続人等が限定承認をしているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）

限定承認

5相続人等に関する事項

(1)住所				
(2)氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
整理欄 （記入しないでください。）				
(3)職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄
(4)生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
(5)電話番号	— —	— —	— —	— —
(6)相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(7)相続財産の価額	円	円	円	円

6納める税金等

Aが黒字のとき

各人の納付税額
A×B

〔各人の100円未満の端数切捨て〕

00円

00円

00円

00円

Aが赤字のとき

各人の還付金額

〔各人の1円未満の端数切捨て〕

円

円

円

円

7還付される税金の受取場所

振込等の希望する場合	銀行名等	銀金庫・組合農協・漁協	銀金庫・組合農協・漁協	銀金庫・組合農協・漁協	銀金庫・組合農協・漁協
出金口座の希望する場合	支店名等	本店・支店出張所 本店・支店出張所 本店・支店出張所	本店・支店出張所 本店・支店出張所 本店・支店出張所	本店・支店出張所 本店・支店出張所 本店・支店出張所	本店・支店出張所 本店・支店出張所 本店・支店出張所
貯金口座の希望する場合	預金の種類	預金	預金	預金	預金
郵便局受取の場合	口座番号				
ゆうちょ銀行の口座に希望する場合	貯金口座の記号番号	—	—	—	—
郵便局受取の場合	郵便局名等				

（注）「5 相続人等に関する事項」以降については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

（平成二十五年分以降用）
○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

改正前

個⑥091確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）【表面】

1死亡した者の住所・氏名等

住所		氏名フリガナ	死亡年月日	平成	年	月	日
----	--	--------	-------	----	---	---	---

2死亡した者の納める税金又は還付される税金

（第3期分の税額）

（還付される税金のときは頭部に△印を付けてください。）

円…A

3相続人等の代表者の指定

（代表者を指定されるときは、右にその代表者の氏名を書いてください。）

相続人等の代表者の氏名

4限定承認の有無

（相続人等が限定承認をしているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）

限定承認

5相続人等に関する事項

(1)住所				
(2)氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
整理欄 （記入しないでください。）				
(3)職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄
(4)生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
(5)電話番号	— —	— —	— —	— —
(6)相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(7)相続財産の価額	円	円	円	円

6納める税金等

Aが黒字のとき

各人の納付税額
A×B

〔各人の100円未満の端数切捨て〕

00円

00円

00円

00円

Aが赤字のとき

各人の還付金額

〔各人の1円未満の端数切捨て〕

円

円

円

円

7還付される税金の受取場所

振込等の希望する場合	銀行名等	銀金庫・組合農協・漁協	銀金庫・組合農協・漁協	銀金庫・組合農協・漁協	銀金庫・組合農協・漁協
出金口座の希望した場合	支店名等	本店・支店出張所 本店・支店出張所 本店・支店出張所	本店・支店出張所 本店・支店出張所 本店・支店出張所	本店・支店出張所 本店・支店出張所 本店・支店出張所	本店・支店出張所 本店・支店出張所 本店・支店出張所
貯金口座の希望した場合	預金の種類	預金	預金	預金	預金
郵便局受取の場合	口座番号				
ゆうちょ銀行の口座に希望する場合	貯金口座の記号番号	—	—	—	—
郵便局受取の場合	郵便局名等				

（注）「5 相続人等に関する事項」以降については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）

改正後	改正前
個⑥091 確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）【裏面】	個⑥091 確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）【裏面】
書 き 方	書 き 方
【死亡した人の確定申告書の書き方】 死亡した人の確定申告書の書き方は、「確定申告書の手引き」などになって書きますが、次の点に留意して書いてください。 1 「平成□□年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A」を使用する場合には、申告書の上余白に「正確」と表示し、「平成□□年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書B」を使用する場合には、標題の余白部に「正確定」と書いてください。 2 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を書いてください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と書いてください。 なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように書いてください。 (1) 上段には、死亡した人について書き、その氏名上部に死亡年月日を書いてください。 (2) 下段には、相続人や包括受遺者について書いてください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を書くとともに、相続人や包括受遺者の氏名を書く場合にその氏名の頭部に「相続人」と書いて、署名、押印してください。 【申告書付表の書き方】 3 「死亡した者の平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」の標題の「 年分」欄 死亡した人の確定申告書の年分と同じ年分を書いてください。 4 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄 死亡した人の確定申告書の「住所」欄に書いた住所地を書いてください。 5 「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄 死亡した人の確定申告書の「所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額」欄の金額を転記してください。 6 「3 相続人等の代表者の指定」欄 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺者のうちから死亡した人の国税に関する書類を代表して受領する人を指定することができますので、なるべく代表して受領する人を指定してください。 7 「5 相続人等に関する事項」欄 一緒に申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者(相続を放棄した人を除く。)について書いてください。 (1) 「住所」欄 相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地を書いてください。 (2) 「氏名」欄 この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、押印してください。 なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者についてはその人の住所の頭部に「申告せず」と表示するとともに、氏名を○で囲んでください。その人は別に確定申告書と申告書付表を提出することになりますから、その人に申告内容を連絡してください。 (3) 「相続分…B」欄 法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を書いてください。 なお、子や直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合や相続人のほかに包括受遺者がいる場合などには、各人の相続分の	【死亡した人の確定申告書の書き方】 死亡した人の確定申告書の書き方は、「確定申告書の手引き」などになって書きますが、次の点に留意して書いてください。 1 「平成□□年分の所得税の確定申告書A」を使用する場合には、申告書の上余白に「正確」と表示し、「平成□□年分の所得税の 申告書B」を使用する場合には、標題の余白部に「正確定」と書いてください。 2 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を書いてください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と書いてください。 なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように書いてください。 (1) 上段には、死亡した人について書き、その氏名上部に死亡年月日を書いてください。 (2) 下段には、相続人や包括受遺者について書いてください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を書くとともに、相続人や包括受遺者の氏名を書く場合にその氏名の頭部に「相続人」と書いて、署名、押印してください。 【申告書付表の書き方】 3 「死亡した者の平成 年分の所得税の確定申告書付表」の標題の「 年分」欄 死亡した人の確定申告書の年分と同じ年分を書いてください。 4 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄 死亡した人の確定申告書の「住所」欄に書いた住所地を書いてください。 5 「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄 死亡した人の確定申告書の「第3期分の税額」欄の金額を転記してください。 6 「3 相続人等の代表者の指定」欄 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺者のうちから死亡した人の国税に関する書類を代表して受領する人を指定することができますので、なるべく代表して受領する人を指定してください。 7 「5 相続人等に関する事項」欄 一緒に申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者(相続を放棄した人を除く。)について書いてください。 (1) 「住所」欄 相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地を書いてください。 (2) 「氏名」欄 この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、押印してください。 なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者についてはその人の住所の頭部に「申告せず」と表示するとともに、氏名を○で囲んでください。その人は別に確定申告書と申告書付表を提出することになりますから、その人に申告内容を連絡してください。 (3) 「相続分…B」欄 法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を書いてください。 なお、子や直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合や相続人のほかに包括受遺者がいる場合などには、各人の相続分の
○ この申告書付表は、死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が確定申告をするときに使用するものです。 ○ この申告書付表を書く前に、確定申告書で死亡した人の納める税金又は還付される税金（所得税及び復興特別所得税の第3期分の税金）を計算してください。 ○ 死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者が提出する確定申告書とこの付表は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日（例えば、死亡した日が6月20日であるときは、10月20日）までに提出してください。 なお、死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の所得税及び復興特別所得税（平成24年分以前は所得税）（その年1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分を除きます。）が無申告であったことにより提出する確定申告書と申告書付表については、上の4か月の申告期間の特例の適用はありませんから、早めに提出してください。 ○ 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、一緒に申告してください。この場合、使用する確定申告書と申告書付表は、それぞれ相続人や包括受遺者を通じて1枚で足ります。 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。 なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に確定申告書と申告書付表を提出することになります。 ○ この申告書付表の書き方についてお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。	○ この申告書付表は、死亡した人の所得税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が確定申告をするときに使用するものです。 ○ この申告書付表を書く前に、確定申告書で死亡した人の納める税金又は還付される税金（第3期分の税額）を計算してください。 ○ 死亡した人の所得税について相続人や包括受遺者が提出する確定申告書とこの付表は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日（例えば、死亡した日が6月20日であるときは、10月20日）までに提出してください。 なお、死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の所得税（その年1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の所得税を除きます。）が無申告であったことにより提出する確定申告書と申告書付表については、上の4か月の申告期間の特例の適用はありませんから、早めに提出してください。 ○ 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、一緒に申告してください。この場合、使用する確定申告書と申告書付表は、それぞれ相続人や包括受遺者を通じて1枚で足ります。 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。 なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に確定申告書と申告書付表を提出することになります。